引っ越しごみは計画的に正しく分別を

春は転勤や進学などで引っ越しが多くなる時期です。
引っ越しに伴い、不用になった“粗大ごみ”や“一時多量ごみ”を「ごみ集積所」に出すと周辺住民の迷惑になりますので、次のいずれかの方法で処理してください。

問合せ
生活環境課☎㉔５２３１
クリーン原町センター☎㉔００６３

①クリーン原町センターへ直接持っていく

受付時間
月～金曜日
８時30分～正午、
13時～16時45分

処理手数料
１回目200kgまで無料、
２回目以降は10kgごとに
21円

※３月･４月は大変混み合いますので、時間に余裕を持ってお越しください。
※ごみの種類別に荷降ろしをするため、事前に分別してから持ち込んでください。
※休日開放日は、家庭ごみ収集カレンダーで確認してください。

＊＊３月・４月の休日開放日＊＊
３月23日(日)・４月27日(日)
８時30分～正午、13時～16時

クリーン原町センターで処理できないもの

エアコンやテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、
洗濯機・衣料乾燥機、パソコンなど

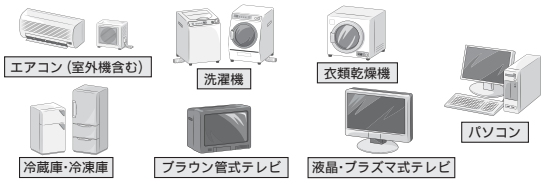

②市が許可した収集業者に依頼する（有料）

問合せ
南相馬リサイクル協同組合　☎㉒５１１９
あぶくま環境協業組合　☎㉒２６１１

③ごみのリサイクルにご協力ください

不用になったものは捨てる前に、使えるものはリサイクルショップを利用したり、知人に引き取ってもらったりして、ごみ減量にご協力ください。

ミニレポ

ちびっこ広場

こまがクルクル回ってる！

ちびっこ広場「昔あそびをたのしもう」は２月14日、原町子育て支援センターで開かれ、１歳から３歳までの親子18組37人が参加しました。
“昔あそび名人”の小林正一さんを講師に迎え、牛乳パックとストローで作った竹とんぼを飛ばしたり、こま回しをしたりして親子で交流しました。

にこにこ広場

見て！上手にできたよ

にこにこ広場「おひなさまを作りましょう」は２月19日、原町子育て支援センターで開かれ、７組10人の親子がおひな様作りに挑戦しました。ちびっこたちは、お母さんと一緒にお内裏様とおひな様の顔をクレヨンで書いたり、折り紙をちぎって衣装を作ったりして、一足早いひな祭り気分を満喫しました。

軽自動車税 帰還困難区域内の登録車両は、申請することで免除になります

問合せ　総務部税務課☎㉔５２２６　小高区市民福祉課☎㊹６７１４　鹿島区市民福祉課☎㊻２１１２

東日本大震災以降、帰還困難区域内に放置されている原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車などは、申請することで平成26年度の軽自動車税を免除します。

なお、減免に関する必要な書類や申請方法などは、お問い合わせください。

◆◆◆ ３月中に廃車手続を !! ◆◆◆

軽自動車税は、毎年４月１日現在の所有者に課税されます。

平成26年４月２日以降に軽自動車などを譲渡や廃車しても、平成26年度分の税金は平成26年４月１日現在の所有者が全額納めることになりますので、ご注意ください。

平成26年度から 個人市・県民税の均等割税率が変わります

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、「東日本大震災復興基本法」の施行に伴い、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市民税・県民税の標準税率を下記のとおり引き上げることになりました。

これは、地方自治体が緊急に実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時措置として個人市民税・県民税の均等割の標準税率について地方税法の特例が定められたことによるものです。

～25年度	
個人市民税	3,000 円
個人県民税	2,000 円(※)
合　　計	5,000 円

➡

平成26年度～平成35年度	
個人市民税	3,500 円
個人県民税	2,500 円(※)
合　　計	6,000 円

※県民税均等割額には、平成27年度まで森林環境税 1,000 円が含まれています。

法人市民税・法人県民税などの 申告・納付期限の延長措置が終了します

法人市民税に関する問合せ　市役所税務課☎㉔５２２６
法人県民税などに関する問合せ　相双地方振興局県税部☎㉖１１２６

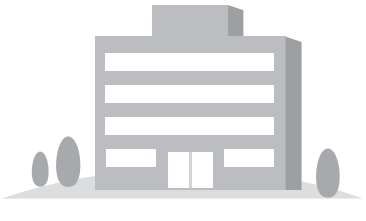

東日本大震災以降、本市に本支店を置く法人の法人市民税や、本市に本店を置く法人の法人県民税、法人事業税、地方法人特別税の申告・納付期限を延長していましたが、延長措置を終了します。それに伴い、平成27年３月31日までに申告・納付の手続をしてください。

なお、相双地方振興局県税部では２月下旬に、対象になる全法人へ申告・納付に必要な書類を郵送しました。詳しい内容や不明な点は、お問い合わせください。